

令和7年度

越谷市労働報酬等審議会第2回会議

日時 令和8年3月16日(月) 14:00～

場所 第二庁舎5階会議室C

次 第

○審議会第2回会議

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 報告事項
 - ① 令和6、7年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について
 - ② 受注者・労働者アンケート結果について
 - (2) 協議事項
 - ① 建設工事に係る労働報酬下限額について
- 3 付帯意見に係る調査状況
- 4 その他
- 5 閉会

越谷市労働報酬等審議会 委員名簿

(順不同・敬称略)

令和8年3月16日現在

委員	氏名	委員区分	所属	その他
	よこや 横家 豪	学識経験者	埼玉弁護士会越谷支部	横家豪法律事務所
	すぎやま 杉山 由華	学識経験者	埼玉県社会保険労務士会 越谷支部	埼玉県社会保険労務士会 社会貢献委員 会 労働条件審査運営小委員会推進員
	たかはし 高橋 和彦	事業者	越谷建設推進協同組合 理事	高元建設株式会社 代表取締役
	なかむら 中村 光晴	事業者	一般社団法人埼玉県経営 者協会	株式会社エナジー宇宙(そら) 総務企画部長
	たにの 谷野 成寿	労働者	埼玉土建一般労働組合 越谷支部 書記長	
	やました 山下 弘之	労働者	越谷地区労働組合協議会 副議長	

委嘱期間 令和7年10月1日から令和9年9月30日まで

令和 7 年度越谷市労働報酬等審議会第 2 回会議資料

【報告事項】

- ① 令和 6、7 年度労働報酬下限額適用案件の
履行状況等について
- ② 受注者・労働者アンケート結果について

① 令和6、7年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について

令和6年度

【労働報酬下限額適用案件数】

工事請負	43件	業務委託	43件
指定管理協定	7件	合計	93件

○工事請負 案件一覧

No.	契約名	契約金額(円)	業者名
1	越谷市立大袋中学校外構改修工事	231,880,000	(株)豊田工務店
2	消防指令システム整備工事	3,270,861,000	沖電気工業(株)
3	越谷市大袋地区センター・公民館建設工事(建築)	1,268,300,000	高元建設(株)
4	越谷市大袋地区センター・公民館建設工事(電気設備)	286,000,000	(株)大久保電気
5	公園整備工事((仮称)西大袋第1号公園)三期工事	192,500,000	(株)鈴木組
6	越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事(大沢小学校外2か所)	305,756,000	(株)ナカノヤ
7	越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事(大相模小学校外2か所)	298,100,000	(株)新興設備
8	越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事(荻島小学校外2か所)	257,070,000	(株)桶新設備
9	越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事(中央中学校外1か所)	456,247,000	(株)ナカノヤ
10	越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事(北陽中学校外1か所)	298,760,000	(株)新興設備
11	越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事(富士中学校外1か所)	291,196,400	(株)協和設備
12	越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事(光陽中学校外1か所)	268,620,000	(株)ナカノヤ
13	越谷市立北中学校照明器具LED化工事	58,795,000	太洋電設工業(株)
14	越谷市立東越谷小学校照明器具LED化工事	49,302,000	村川電気工業(株)
15	越谷市立南越谷小学校照明器具LED化工事	50,050,000	(有)スバル電業
16	越谷市立大沢北小学校照明器具LED化工事	49,500,000	トバセ電気工事(株)
17	第二庁舎受変電設備改修工事	137,995,000	(有)スバル電業
18	越谷市大袋地区センター・公民館建設工事(機械設備)	199,446,500	(株)カネクラ
19	(仮称)緑の森公園保育所建設工事(外構)	149,270,000	和光・水谷経常建設共同企業体(代)和光建設(株)三郷支店
20	越谷市立西方小学校校舎外壁改修工事	143,000,000	(株)須賀工務店
21	道路舗装工事(市道80092号線)	50,290,900	(株)水口土建
22	越谷市立北越谷小学校校舎外壁改修工事	85,800,000	(株)山下工務店
23	大間野排水機場排水ポンプ更新工事	91,300,000	荏原実業(株)
24	千疋幹線排水路整備工事6-1	142,450,000	池中建設(株)
25	大袋学童保育室建設工事	101,200,000	(株)会澤工務店
26	末田落し改修工事6-1	141,900,000	山崎建設(株)
27	公共下水道管更生工事(越谷第八処理分区)	86,350,000	池中建設(株)
28	荻島学童保育室建設工事	133,650,000	(有)大熊建設
29	新川都市下水路築造工事5-1	142,450,000	山崎建設(株)
30	公共下水道築造工事(新方川第17号雨水幹線の支線)6-1	71,500,000	(株)鈴木組
31	かんがい排水整備工事(6-1)	97,350,000	山崎建設(株)

32	応急対策工事（6-6）	83,600,000	富士興業(株)
33	コスモス排水機場No. 3排水ポンプ更新工事	60,500,000	昱(株)
34	耐震性貯水槽新設工事（北越谷駅西口多目的広場外1か所）	74,800,000	三ツ和総合建設業協同組合
35	体育施設補修工事（しらこぼと運動公園庭球場）	75,350,000	オザワロード(株)
36	左敷田ポンプ場増強工事（土木）6-1	184,250,000	(株)さいたま資材
37	左敷田ポンプ場増強工事（機械設備）6-2	272,580,000	吉田工機(株)
38	左敷田ポンプ場増強工事（電気設備）6-3	291,500,000	(株)大久保電気
39	応急対策工事（6-7）	128,700,000	(株)第一テクノ
40	平新川調整池整備工事6-1	135,300,000	池中建設(株)
41	越谷吉川線街路築造工事（電線共同溝工）	124,300,000	山崎建設(株)
42	大間野排水機場自家発電設備改修工事	121,990,000	(株)大久保電気
43	大成（飯島）排水機場排水ポンプ更新工事	81,400,000	荏原実業(株)

○業務委託 案件一覧

No.	契約名	契約金額(円)	業者名
1	除草業務委託（その1）	13,904,000	(株)深野造園
2	除草業務委託（その2）	13,750,000	(株)東武園芸
3	街路樹等管理委託（市道2340号線外52か所）	31,240,000	(株)深野造園
4	街路樹等管理委託（市道1130号線外31か所）	23,100,000	(株)中新造園
5	街路樹等管理委託（市道2300号線外44か所）	17,985,000	(有)宝亀園
6	街路樹等管理委託（市道2110号線外32か所）	16,401,000	(有)片桐造園
7	街路樹等管理委託（市道1050号線外28か所）	11,396,000	(株)東武園芸
8	公園等管理委託（鷲高第五公園外21か所）	37,719,000	(株)深野造園
9	公園等管理委託（増林公園外27か所）	36,157,000	(株)中新造園
10	公園等管理委託（元荒川緑道外3か所）	30,800,000	(株)東武園芸
11	公園等管理委託（千間台第四公園外18か所）	29,370,000	(有)クリーンガーデン緑屋
12	公園管理委託（大吉公園外12か所）	28,820,000	(株)東武緑化サービス
13	公園管理委託（平方公園外14か所）	28,325,000	(株)東武園芸
14	公園管理委託（(仮称)大相模調節池親水公園）	28,050,000	(有)片桐造園
15	公園等管理委託（出羽公園外18か所）	26,840,000	(株)中新造園
16	公園等管理委託（蒲生公園外14か所）	21,450,000	(株)東武緑化サービス
17	公園等管理委託（南荻島公園外14か所）	11,000,000	(有)宝亀園
18	公園等管理委託（見田方遺跡公園外36か所）	53,020,000	(株)サンエー緑化
19	草刈清掃委託（西大袋その1）	13,090,000	(株)中新造園
20	草刈清掃委託（西大袋その2）	14,168,000	(株)深野造園
21	管路施設調査業務委託（本管調査）6-1	10,505,000	(株)東武エコテック
22	街路樹剪定委託（市道80087号線外8路線）	20,900,000	(有)片桐造園
23	街路樹剪定委託（市道2110号線外2路線）	13,860,000	(株)深野造園
24	街路樹剪定委託（市道2190号線外5路線）	14,520,000	(株)中新造園
25	街路樹剪定委託（市道1020号線外4路線）	14,520,000	(株)東武園芸
26	管路施設調査業務委託（本管調査）6-2	9,845,000	(株)和幸クリーン越谷支店
27	浚渫業務委託（河6-1）	11,880,000	環境技建(株)
28	浚渫業務委託（河6-3）	23,760,000	(有)宝亀園
29	増林地区センター・教育センター・地域包括支援センター増林清掃業務委託（長期継続契約）	16,478,000	(有)大洋警備保障
30	北部市民会館清掃業務委託（長期継続契約）	28,699,000	(有)大洋警備保障

31	リサイクルプラザ清掃業務委託（長期継続契約）	40,590,000	(株)ホリ・エンタープライズ
32	市庁舎清掃業務委託（長期継続契約）	295,891,200	日建総業(株)
33	蒲生地区センター・地域包括支援センター蒲生清掃業務委託（長期継続契約）	11,044,000	(株)むさしビルクリーナー
34	大沢地区センター・地域包括支援センター大沢清掃業務委託（長期継続契約）	11,484,000	(株)庶務サービス
35	リサイクルプラザ資源化施設運転管理等業務委託（長期継続契約）	578,714,400	新明和ウエステック(株)
36	産業雇用支援施設清掃業務委託（長期継続契約）	12,650,000	(株)ホリ・エンタープライズ
37	消防本庁舎清掃業務委託（長期継続契約）	11,000,000	(株)ホリ・エンタープライズ
38	若年者等就職支援事業委託（長期継続契約）	11,213,785	(株)シグマスタッフ
39	放置自転車等保管・返還業務委託（長期継続契約）	21,106,800	(有)ライフ・サポート
40	越谷市男女共同参画相談業務委託（長期継続契約）	40,352,928	特定非営利活動法人女性のスペース結
41	越谷市立病院清掃業務委託（長期継続契約）	345,708,000	旭ビル管理(株)越谷営業所
42	越谷市立病院警備及び電話交換業務委託（長期継続契約）	272,844,000	旭ビル管理(株)越谷営業所
43	越谷市立病院院内保育室運営業務委託（単価・長期継続契約）	68,559,480 (予定総支出額)	(株)キッズコーポレーション

○指定管理協定 案件一覧

No.	契約名	契約金額(円)	業者名
1	越谷総合公園	37,000,000	(公財)越谷市施設管理公社
2	市民プール	282,000,000	越谷市社会福祉協議会・シンコースポーツグループ
3	越谷コミュニテイセンター	1,810,000,000	(公財)越谷市施設管理公社
4	老人福祉センターけやき荘	1,466,000,000	越谷市社会福祉協議会・シンコースポーツグループ
5	老人福祉センターくすのき荘		
6	老人福祉センターゆりのき荘		
7	老人福祉センターひのき荘		

【履行状況報告書提出件数】

工事請負 43件 業務委託 43件
指定管理協定 7件 合計 93件 ※全て提出済み

【従事労働者数】 ○履行状況報告書が提出された全案件の従事労働者数をまとめた一覧

	正社員	パート・アルバイト	その他(下請等)	合計
工事請負	130人	6人	2,075人	2,192人
業務委託	295人	134人	74人	503人
指定管理	48人	173人	48人	269人
合計	473人	313人	2,197人	2,964人

【最低支払賃金額の報告状況】 R 6

工事請負

○履行状況報告書が提出された全案件のうち職種ごとの最低支払賃金額をまとめた一覧

職種	労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
特殊作業員	3,004	3,050	4,110
普通作業員	2,734	2,740	3,125
軽作業員	1,902	2,000	2,000
造園工	2,779	2,850	3,000
法面工	3,364	—	—
とび工	3,420	3,500	3,800
石工	3,465	—	—
ブロック工	3,274	3,300	3,300
電工	3,060	3,100	4,750
鉄筋工	3,398	3,480	3,565
鉄骨工	3,060	3,225	3,225
塗装工	3,465	3,500	3,500
溶接工	3,555	—	—
運転手(特殊)	3,297	—	—
運転手(一般)	2,835	2,850	2,944
潜かん工	3,927	—	—
潜かん世話役	4,669	—	—
さく岩工	3,994	—	—
トンネル特殊工	3,927	—	—
トンネル作業員	3,297	—	—
トンネル世話役	4,343	—	—
橋りょう特殊工	3,792	—	—
橋りょう塗装工	3,769	—	—
橋りょう世話役	4,264	—	—
土木一般世話役	3,308	3,600	3,600
高級船員	4,095	—	—
普通船員	3,308	—	—
潜水士	5,142	—	—
潜水連絡員	3,870	—	—
潜水送気員	3,780	—	—
山林砂防工	3,443	—	—
軌道工	6,267	—	—
型わく工	3,353	3,400	3,500
大工	3,229	3,260	3,300
左官	3,353	3,575	3,575
配管工	2,903	2,910	3,500
はつり工	3,207	4,750	4,750
防水工	3,702	3,800	3,800
板金工	3,623	3,650	3,650
タイル工	2,952	—	—
サッシ工	3,387	3,590	3,590

屋根ふき工	3,120	—	—
内装工	3,544	3,600	3,765
ガラス工	3,353	—	—
建具工	3,015	—	—
ダクト工	3,027	—	—
保温工	2,937	3,000	3,000
建築ブロック工	3,059	—	—
設備機械工	2,970	3,200	4,750
交通誘導警備員A	1,992	2,875	2,875
交通誘導警備員B	1,789	1,800	2,375
見習い	1,522	—	—

業務委託

○履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
1,090円	1,100円	2,050円

指定管理

○履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
1,090円	1,090円	1,090円

令和7年度

【労働報酬下限額適用案件数】 ※R8.3月現在

工事請負	49件	業務委託	29件
指定管理協定	2件	合計	80件

○工事請負 案件一覧

No.	契約名	契約金額(円)	業者名
1	防犯カメラ設置工事	183,788,000	太洋電設工業(株)
2	(仮称)桜井分署建設工事(建築)	1,155,000,000	高元・猪又経常建設共同企業体(代)高元建設株式会社
3	旧保育所解体工事(旧大沢第一保育所外1か所)	330,000,000	高元建設(株)
4	(仮称)桜井分署建設工事(電気設備)	202,400,000	村川電気工業(株)
5	(仮称)桜井分署建設工事(機械設備)	176,550,000	(株)ナカノヤ
6	越谷市立千間台小学校校舎外壁改修工事	254,100,000	(株)豊田工務店
7	越谷市立平方中学校校舎外壁改修工事	236,500,000	(有)大熊建設
8	越谷市立平方小学校校舎外壁改修工事	207,020,000	(株)山下工務店
9	越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事(北中学校外1か所)	386,100,000	(株)ナカノヤ
10	越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事(平方中学校外1か所)	371,580,000	(株)ナカノヤ
11	越谷市立中学校屋内運動場等空調設備設置工事(南中学校外1か所)	311,300,000	(株)新興設備
12	越谷市立西中学校屋内運動場等空調設備設置工事	204,306,300	(株)協和設備
13	越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事(大袋小学校外2か所)	314,600,000	(株)ナカノヤ
14	越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事(越ヶ谷小学校外2か所)	300,705,900	(株)協和設備
15	越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事(東越谷小学校外1か所)	265,100,000	(株)桶新設備
16	越谷市立小学校屋内運動場空調設備設置工事(弥栄小学校外1か所)	264,000,000	(株)新興設備
17	越谷吉川線街路築造工事(街路工)南工区	129,800,000	山崎建設(株)
18	公共下水道築造工事(新方川第17号雨水幹線の支線)7-1	102,300,000	(株)鈴木組
19	しらこぼと運動公園第2競技場人工芝化改修工事	147,384,600	オザワロード(株)
20	越谷市立中学校照明器具LED化工事(富士中学校外1か所)	91,520,000	太洋電設工業(株)
21	越谷市立中学校照明器具LED化工事(中央中学校外1か所)	95,700,000	(有)スバル電業
22	越谷市立小学校照明器具LED化工事(西方小学校外1か所)	90,530,000	トバセ電気工事(株)
23	越谷市立小学校照明器具LED化工事(大間野小学校外1か所)	78,705,000	(株)ヤマナカ電気工事

24	越谷市立小学校照明器具LED化工事（北越谷小学校外1か所）	56,375,000	太洋電設工業(株)
25	越谷吉川線街路築造工事（電線共同溝工）北工区	85,470,000	山崎建設(株)
26	橋梁補修工事（千間台駅南陸橋）	122,870,000	富士興業(株)
27	応急対策工事（7-1）	121,000,000	(株)鈴木組
28	応急対策工事（7-3）	131,450,000	(株)スガテック埼玉事業所
29	（仮称）共同消防指令センター外構等整備工事（建築）	79,508,000	高元建設(株)
30	公園整備工事（西大袋第一公園）付帯工	74,505,200	(株)鈴木組
31	末田落し改修工事7-2	145,200,000	山崎建設(株)
32	平新川調整池整備工事7-1	143,000,000	池中建設(株)
33	千疋幹線排水路整備工事7-1	142,450,000	池中建設(株)
34	越谷市大袋地区センター・公民館建設工事（外構）	141,350,000	高元建設(株)
35	大間野排水機場商用電源化改修工事	106,216,000	(株)大久保電気
36	応急対策工事（7-2）	92,290,000	(株)スガテック埼玉事業所
37	公共下水道管更生工事（越谷第七一処理分区）	60,500,000	池中建設(株)
38	新川都市下水路築造工事6-1	140,800,000	山崎建設(株)
39	消防本庁舎2階空調設備改修工事	50,072,000	(株)ナカノヤ
40	第三庁舎非常用発電機改修工事	63,382,000	(有)スバル電業
41	電気設備更新工事（東越谷第一ポンプ場）7-4	94,743,000	(株)大久保電気
42	機械設備更新工事（鷺高ポンプ場）7-6	95,700,000	荏原実業(株)関東支社
43	耐震性貯水槽新設等工事（大沢公園外2か所）	65,340,000	三ツ和総合建設業協同組合 埼玉東部営業所
44	橋梁耐震整備工事（廣橋）	58,300,000	(株)沖田土木
45	コスモス排水機場No. 2排水ポンプ更新工事	68,200,000	昱(株)北関東支店
46	電気設備更新工事（鷺高ポンプ場）7-3	97,314,800	(株)大久保電気
47	越谷市斎場非常用放送設備等更新工事	114,785,000	(株)大林組東京本店
48	越谷吉川線街路築造工事（街路工）北工区	88,000,000	山崎建設(株)
49	中島大割排水樋管遠方監視制御装置改修工事	50,600,000	三菱電機プラントエンジニアリング(株)東日本本部北関東営業所

○業務委託 案件一覧

No.	契約名	契約金額(円)	業者名
1	街路樹等管理委託（市道2340号線外52か所）	29,480,000	(株)深野造園
2	街路樹等管理委託（市道1130号線外31か所）	23,100,000	(株)中新造園
3	街路樹等管理委託（市道2300号線外43か所）	17,270,000	(有)宝亀園
4	街路樹等管理委託（市道2110号線外32か所）	16,401,000	(有)片桐造園
5	除草業務委託（その2）	14,630,000	(株)東武園芸
6	除草業務委託（その1）	13,640,000	(株)深野造園
7	街路樹等管理委託（市道1050号線外28か所）	11,000,000	(株)東武園芸
8	除草業務委託（その3）	9,350,000	(有)クリーンガーデン緑屋
9	公園等管理委託（見田方遺跡公園外36か所）	59,950,000	(株)サンエー緑化
10	公園等管理委託（出羽公園外33か所）	43,890,000	(株)中新造園
11	公園等管理委託（鷺高第五公園外21か所）	41,085,000	(株)深野造園
12	公園等管理委託（増林公園外27か所）	40,700,000	(株)中新造園

13	公園等管理委託（元荒川緑道外3か所）	36,850,000	(株)東武園芸
14	公園等管理委託（千間台第四公園外18か所）	34,540,000	(有)クリーンガーデン緑屋
15	公園管理委託（平方公園外14か所）	33,330,000	(株)東武園芸
16	公園管理委託（大吉公園外13か所）	32,516,000	(株)東武緑化サービス
17	公園管理委託（(仮称)大相模調節池親水公園）	27,753,000	(有)片桐造園
18	公園等管理委託（蒲生公園外14か所）	24,222,000	(株)東武緑化サービス
19	公園等管理委託（菖蒲田年間管理）	9,801,000	(株)サンエー緑化
20	草刈清掃委託（西大袋その1）	14,080,000	(有)宝亀園
21	草刈清掃委託（西大袋その2）	14,850,000	(株)深野造園
22	街路樹剪定委託（市道1130号線外5路線）	15,730,000	(株)中新造園
23	街路樹剪定委託（市道2350号線外10路線）	14,850,000	(有)片桐造園
24	街路樹剪定委託（市道1120号線外3路線）	12,540,000	(株)サンエー緑化
25	街路樹剪定委託（市道2171号線外2路線）	10,120,000	(株)深野造園
26	桜井地区センター・地域包括支援センター桜井清掃業務委託（長期継続契約）	12,870,000	(株)むさしビルクリナー
27	出羽地区センター清掃業務委託（長期継続契約）	8,692,200	(有)大洋警備保障
28	東埼玉消防指令センター清掃業務委託（長期継続契約）	8,602,000	新陽ビルサービス(株)
29	越谷市立病院医事業務等業務委託（長期継続契約）	773,997,840	(株)セラム

○指定管理協定 案件一覧

No.	契約名	上限額	業者名
1	越谷市市民活動支援センター	347,970,000	越谷未来づくり共同事業体
2	越谷市越谷駅東口駐車場	利用料金制につき上限なし	(株)越谷ツインシティ

【履行状況報告書提出件数】 ※R8.3月現在

工事請負 45件 業務委託 28件
指定管理協定 2件 合計 75件

※債務負担行為の複数年契約で未着手の案件、長期継続契約で報告書の提出期限が到来していない案件を除き、全ての案件で報告書提出済

【従事労働者数】 ○履行状況報告書が提出された全案件の従事労働者数をまとめた一覧

	正社員	パート・アルバイト	その他(下請等)	合計
工事請負	689人	3人	2,596人	3,288人
業務委託	192人	35人	78人	305人
指定管理	17人	36人	15人	68人
合計	898人	74人	2,689人	3,661人

【最低支払賃金額の報告状況】 R 7

工事請負

○履行状況報告書が提出された全案件のうち職種ごとの最低支払賃金額をまとめた一覧

職種	労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
特殊作業員	3,139	3,140	4,500
普通作業員	2,858	2,860	3,200
軽作業員	1,992	—	—
造園工	2,880	2,883	3,200
法面工	3,522	—	—
とび工	3,578	3,578	4,242
石工	3,589	3,590	3,590
ブロック工	3,398	3,600	3,600
電工	3,297	3,300	3,928
鉄筋工	3,555	3,600	3,980
鉄骨工	3,207	3,260	3,400
塗装工	3,634	3,640	3,900
溶接工	3,859	—	—
運転手(特殊)	3,454	3,455	4,000
運転手(一般)	3,015	3,017	3,500
潜かん工	4,118	—	—
潜かん世話役	4,894	—	—
さく岩工	4,377	—	—
トンネル特殊工	4,107	4,500	4,500
トンネル作業員	3,454	4,000	4,000
トンネル世話役	4,545	—	—
橋りょう特殊工	3,972	—	—
橋りょう塗装工	3,949	4,300	4,300
橋りょう世話役	4,467	4,900	4,900
土木一般世話役	3,420	3,421	4,500
高級船員	4,253	—	—
普通船員	3,432	—	—
潜水士	5,378	—	—
潜水連絡員	4,050	—	—
潜水送気員	3,960	—	—
山林砂防工	3,578	—	—
軌道工	6,559	—	—
型わく工	3,510	3,511	3,600
大工	3,375	3,500	3,500
左官	3,555	3,600	3,650
配管工	3,049	3,060	3,400
はつり工	3,353	—	—
防水工	3,882	3,900	3,900
板金工	3,792	—	—
タイル工	3,004	—	—
サッシ工	3,544	3,600	3,700

屋根ふき工	3,758	—	—
内装工	3,713	3,900	3,900
ガラス工	3,510	—	—
建具工	3,165	3,200	3,250
ダクト工	3,285	3,400	3,400
保温工	3,083	3,200	3,500
建築ブロック工	3,213	3,350	3,350
設備機械工	3,117	3,200	3,200
交通誘導警備員A	2,104	—	—
交通誘導警備員B	1,879	1,880	2,887

業務委託

○履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
1,160円	1,160円	1,840円

指定管理

○履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
1,160円	1,160円	1,170円

【報告】

令和6年度の労働報酬下限額適用案件の履行状況等については、建設工事の各職種、業務委託、指定管理のいずれにおいても、全ての案件で下限額を上回る額で支払いされているとの報告を受けています。

また、履行状況報告書で求めている関係法令の遵守状況等の報告についても、全ての案件において、全項目が適正に遵守されていることを確認済みです。

令和7年度の労働報酬下限額適用案件の履行状況等については、建設工事では、債務負担行為の複数年契約で未着手の案件（4件）、業務委託では長期継続契約で報告書の提出期限が到来していない案件（1件）がありますが、それ以外の建設工事・業務委託、また、指定管理については、全ての案件で下限額を上回る額で支払いされているとの報告を受けています。

また、履行状況報告書で求めている関係法令の遵守状況等の報告についても、提出済みの全ての案件において、全項目が適正に遵守されていることを確認済みです。

② 受注者・労働者アンケート結果について

1 受注者向けアンケート調査結果【建設工事】

公契約条例の実効性を確認することを目的に、同条例に規定する労働報酬下限額の適用案件を受注した事業者を対象にアンケート調査を実施しました。

調査対象：令和6年4月1日～令和7年12月31日に建設工事に係る労働報酬下限額適用案件を受注した事業者 35者
調査期間：令和8年2月19日～令和8年3月2日
回答数：14者

No.	(各問) 上段：設問 下段：回答内容
問1	本市の公契約条例について、どの程度理解できていると思いますか。 ①理解できている：4者 ②ほぼ理解できている：10者 ③あまり理解できていない：0者 ④理解できていない：0者
問2	公契約条例では、労働報酬下限額適用案件の受注者は、労働報酬下限額等の事項をその業務に従事する労働者（以下「対象労働者」という。）へ周知することとされていますが、どのような方法で周知を行いましたか。（複数回答可） ①受注者が各対象労働者に書面で通知：5者 ②下請業者に各対象労働者へ書面で周知するよう依頼：4者 ③作業場事務所・労働者控室への掲示：6者 ④受注者が各対象労働者へ口頭により説明：6者 ⑤下請業者に各対象労働者へ口頭により周知するよう依頼：2者 ⑥その他：0者
問3	公契約条例に関して、対象労働者からの相談や質問、苦情等ありましたか。 ①相談等があった：0者 ②相談等はなかった：14者
問4	相談等の内容はどのようなものでしたか。 (相談なし)
問5	公契約条例は、労働環境の整備に効果があったと思いますか。 また、その理由をご記入ください。

	<p>①効果があったと考える：4者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場代理人や労働者の意識が向上している（2者） ・成果がでている <p>②今は効果が見られないが、今後効果があると考えている：6者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象労働者からの相談がなかったため具体的な効果は見えないが、周知していくことで環境改善につながると考える ・今後、小規模工事の積算歩掛が変更すれば効果があると考えている ・労働者の就労意識が高まる ・昨今の経済情勢に合う対応である ・現状効果があるようには見えないが、周知ポスター等を見た労働者から反響はあった <p>③効果はない。今後も効果はないと考える：3者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事発注案件が少ない ・現状、各社本条例をすでに認識していたため ・業者の値上げのほう为上回っている <p>④その他：1者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設労働者不足のため、下請け業者も含め人材の確保に苦慮しており、相応の対価が必要になっているのが現状である
問6	<p>公契約条例の適用となったことにより、対象労働者の労働意欲の向上につながる効果があったと思いますか。また、その理由をご記入ください。</p> <p>①効果があったと考える：5者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掲示物等の情報が身近にあるため ・不満がでていない ・労働報酬が上がったことにより働く意欲がわいた ・作業効率が向上した <p>②今は効果が見られないが、今後効果があると考えている：5者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象労働者からの相談がなかったため具体的な効果は見えないが、周知していくことで労働意欲の向上につながると考える ・大手ゼネコンのような企業形態になれば効果があると考えている ・労働者の就労意識が高まる ・昨今の経済情勢に合う対応である <p>③効果はない。今後も効果はないと考える：3者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状、各社本条例をすでに認識していたため ・業者の値上げのほう为上回っている ・今のところ、公契約条例があることで直接意欲の向上につながるとは思えない <p>④その他：1者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設労働者不足のため、下請け業者も含め人材の確保に苦慮しており、相応の対価が必要になっているのが現状である
問7	<p>労働報酬下限額適用案件の労働者賃金は、他に受注している工事や業務委託と比べて高いですか、低いですか。理由もご記入ください。</p> <p>①高い：1者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業員で年収600万以上は他と比べて高いと考える <p>②変わらない：12者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会の意識が賃金アップに向いている ・労働報酬が減額適用案件だからといって取決め金額に影響はない ・埼玉県労務単価と同等で有る為 ・特に区別していない ・受注形態がほとんど公共工事のため、変化がない ・建設労働者不足のため、下請け業者も含め人材の確保に苦慮しており、相応の対価が必要になっているのが現状である ・まったく同じ職種がないので、比較のしようがないが、基本的に賃金は変わらない ・他に受注している工事においても、労働報酬下限額適用案件と同様に扱っている為 ・受注案件に応じて、同じ職種であっても金額の差が発生しないよう、社内単価を定めており現場によって差が発生することは無いという認識である

	<p>③低い：1者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託や協力業者のほうが高い
問8	<p>労働報酬下限額適用案件の契約締結時に配布しました「越谷市公契約条例の手引き」に記載の説明内容について、不明点等があり見直しが必要だと思いますか。</p> <p>①必要である：2者</p> <p>②必要でない：12者</p>
問9	<p>見直しが必要な内容はどのようなものですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今は特に必要ないが、社会情勢に伴い見直しの必要が出てくると思われる
問10	<p>令和7年度の建設工事の労働報酬下限額（公共工事設計労務単価の90%）について、どのように感じましたか。</p> <p>①高い：2者 ②適当な金額である：11者 ③低い：1者</p>
問11	<p>労働報酬下限額の対象契約については、適正な労働環境の確保のため、「労働報酬下限額以上の賃金支払い」及び「履行状況等の報告書の作成及び提出」等が義務付けられています。現在、労働報酬下限額の対象としている契約は、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約としておりますが、この金額を引き下げて下限額対象契約を拡大することについて、貴社のお考えをお聞かせください。また、回答について理由があればご記入ください。</p> <p>①拡大しない方が良い（現状維持が良い）：10者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手続きが負担（6者） ・主に小規模工事を受注している企業では、条例の実態に見合わない ・特に問題がなければ現状維持が良い ・物価や労務費の上昇などから、工事価格も上昇するため、もう少し金額の大きい工事（例えば8000万円以上）を対象にしたほうが良いと思う。受注者の負担が減るため。 <p>②拡大した方が良い（対象となる金額を引き下げた方が良い）：1者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払われる金額に工事規模は関係ないと考えられる <p>③どちらともいえない：3者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少額の物件では賃金の増額が困難な傾向にあり、そのボーダーが会社により違うため ・現場の工事内容によっても異なってくるため ・労働力確保のため
問12	<p>令和7年度より、見習い労働者の定義を撤廃しましたが、影響はありましたか。影響があった（または影響はない）と考える理由も併せてご記入ください。</p> <p>①影響があった：1者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の工事は設計金額の直接工事費内で労務費を完結することはほぼ不可能であるため <p>②影響はない：10者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見習い労働者を雇用していない（3者） ・見習い労働者でも賃金が変わらないため影響はない（2者） ・問合せ等がなかったため ・現状は不明 ・元々意識していない <p>③その他：3者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度以前の工事で対象となったことがないため比較ができない ・見習い労働者がいないため
問13	<p>賃金単価の算出方法について理解していますか。</p> <p>①理解できている：5者 ②ほぼ理解できている：9者</p> <p>③あまり理解できていない：0者 ④理解できていない：0者</p>

問 14	公契約条例に基づき、下請事業者への支払い状況の確認について
	①聞き取り調査により行っている：13者 ②影響はない：0者 ③契約時に賃金の内訳を提出してもらい、確認している：1者 ④その他：0者
問 15	その他
	・電子契約の推進をお願いしたい

受注者向けアンケート調査結果まとめ

【労働環境、労働意欲への影響について】

- ①「効果があった」「今後効果があると思う」の割合が約71%であった。
- ②一方、個別意見において、「事業者の値上げの方が上回っているため、効果があるか不明」、「条例があることで直接意欲の向上につながるとは思えない」「人材不足のため、上げざるを得ない」など、条例の効果が薄れつつあるといった意見もあった。

【労働報酬下限額の対象の拡大（金額の引き下げ）について】

- ①「拡大しないほうが良い」という事業者が10者で約71%、「拡大したほうが良い」は1者、「どちらともいえない」は3者であった。
- ②個別意見を見ると、逆に金額を引き上げるべきという意見があるなど、事業者にとって報告書の提出等の事務が負担となっていることが伺える。

【労働報酬下限額（公共工事設計労務単価の90%）の設定について】

- ①「高い」とした事業者は2者、「適当である」とした事業者は11者で約79%、「低い」とした事業者は1者であった。

【見習い労働者の定義を撤廃したことについて】

- ①「影響があった」とした事業者は1者、「影響はない」とした事業者は10者、「その他」（見習いがいないため比較できない等）とした事業者は3者であった。

2 労働者向けアンケート調査結果【建設工事】

公契約条例の実効性を確認することを目的に、市発注工事の現場で働く労働者を対象にアンケート調査を実施しました。

対象・回答：①旧保育所解体工事（旧大沢第一保育所外1か所） 13名

②越谷市立千間台小学校校舎外壁改修工事 13名

③越谷市立平方中学校校舎外壁改修工事 12名

④応急対策工事（7-1） 6名

⑤末田落し改修工事7-2 6名

⑥平新川調整池整備工事7-1 6名

調査期間：令和7年12月上旬～令和8年1月19日

回答数：56名

No.	(各問) 上段：設問 下段：回答内容
問1	<p>あなたが今働いている現場は、市の公契約条例の対象工事であり、市が独自に決めた労働報酬下限額以上の賃金が支払われることが約束されていますが、このことを知っていますか。</p> <p>①知っている：40名 ②知らない：16名</p>
問2	<p>(問1で「知っている」と答えた方のみ) 公契約条例についてどうやって知りましたか。その他の場合は、その内容をご記入ください。(複数回答可)</p> <p>①現場(職場)の掲示物(ポスター等)で知った：31名 ②現場で配布されたチラシで知った：4名 ③現場の朝礼や新規入場者教育で知った：11名 ④勤務先からの説明等で知った：4名 ⑤その他：0名</p>
問3	<p>あなたが今働いている工事での賃金は、他の工事と比べて高いですか、低いですか。</p> <p>①高い：6名 ②低い：13名 ③変わらない：25名 ④わからない：12名</p>
問4	<p>労働報酬下限額は、普通作業員や電気、配管工などの職種ごとに異なりますが、あなたは労働報酬下限額以上の賃金をもらっていますか。また、職種名をご記入ください。 ※手取りの賃金額ではなく、社会保険料、税金等の控除前の賃金額と比較</p> <p>①もらっている：35名 ※職種は記載があったもののみ集計 (特殊作業員：2名、普通作業員：3名、軽作業員：2名、とび工：6名、鉄筋工：2名、塗装工：7名、溶接工：1名、はつり工：2名、防水工：3名、サッシ工：2名) ②もらっていない：9名 (普通作業員：1名、とび工：3名、大工：1名、内装工：1名、交通誘導警備員：2名) ③わからない：12名 (塗装工：1名)</p>

問5	(問4で「もらっていない」「わからない」と答えた方のみ) 労働報酬下限額以上の賃金をもらっていない理由及び職種をご記入ください。
	<ul style="list-style-type: none"> ・複数現場掛け持ち、1人親方のため(職種記載なし) ・現場の単価を知らない(職種記載なし) ・確認しないとわからない(塗装工) ・現場単価がわからない(職種記載なし) ・複数現場で働いており、この現場の単価が分からない(職種記載なし) ・複数現場で働いている為(交通誘導警備員) ・わからない(大工)
問6	あなたは、元請負事業者の従事者ですか。下請負事業者の従事者ですか。
	<ul style="list-style-type: none"> ①元請負事業者：6名 ②下請負事業者：49名 ③わからない：1名
問7	(問6で「下請負事業者」と答えた方のみ) 何次下請にあたるか御回答ください。
	<ul style="list-style-type: none"> ①1次下請：31名 ②2次下請：17名 ③3次下請以降：1名 ④わからない：0名
問8	(問6で「下請負事業者」と答えた方のみ) あなたは、事業主(法人・個人は問わず、この現場で従業員を使う立場)ですか。一人親方もしくは従業員ですか。
	<ul style="list-style-type: none"> ①事業主：4名 ②一人親方：7名 ③従業員：38名 ④わからない：0名
問9	(問8で「事業主」と答えた方のみ) あなたは、この現場で従業員に対し労働報酬下限額以上の賃金を支払えるように労務費を積算した上で業務を請け負っていますか。
	<ul style="list-style-type: none"> ①計算している：4名 ②計算していない：0名
問10	公契約条例の対象となった工事の労働者は、労働報酬下限額を下回った賃金が支払われている場合に市または受注者(元請業者)にその旨の申し出をすることができます。このことを知っていますか。
	<ul style="list-style-type: none"> ①知っている：28者 ②知らない：27者 (回答なし：1者)
問11	その他、公契約条例について、ご意見がございましたらご記入ください。
	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金を上げてほしい

労働者向けアンケート調査結果まとめ

【公契約条例を知っているか】

- ①「知っている」40名(71.4%)、「知らない」16名(28.6%)
- ②「知らない」16名の内訳は、元請が4名、下請が11名、わからない(おそらく下請けと思われる)が1名であった。
- ③上記の結果より、公契約条例を知らないと回答した労働者の多くは下請負事業者の従事者である。なお、昨年調査で知らないと回答した労働者は35名(うち下請が22名、わからないが12名)であり、依然、下請負事業者への制度の周知不足が見られるものの、改善が図られている。

【労働報酬下限額以上の賃金をもらっているか】

- ①「もらっている」が35名に対し、「もらっていない」が9名、「わからない」が12名という結果だった。
(昨年調査：もらっている16名、もらっていない11名、わからない30名)
- ②「もらっていない」の9名中、下請けが7名。また、「わからない」の12名中、下請けが9名、立場不明(おそらく下請けと思われる)が1名であった。
- ③今回、アンケートに『賃金単価(労働の対価)』の算出方法を明記するなど工夫をした結果、昨年と比較し「もらっている」が倍増し、「わからない」が半減する結果となった。
- ④「もらっていない」「わからない」と回答した理由としては、複数現場で働いており、この現場での単価(賃金)が分からない、という意見が多かった。

【現場で働く事業主が、従業員の労務費を積算した上で業務を請け負っているか】

- ①「下請負事業者」49名のうち、「事業主」は4名であった。4名全員が、従業員に対し労働報酬下限額以上の賃金を支払えるように労務費を積算した上で業務を請け負っていると回答しており、実効性が確保されている。

令和 7 年度越谷市労働報酬等審議会第 2 回会議資料

【協議事項】

- ①建設工事に係る労働報酬下限額について

①建設工事に係る労働報酬下限額について

1 令和7年度労働報酬下限額の設定状況

(1) 令和7年度公共工事設計労務単価の90%を基準

[単位:円(1時間あたり)]

No.	職 種	設計労務	労働報酬	No.	職 種	設計労務	労働報酬
		単価	下 限 額			単価	下 限 額
1	特殊作業員	3,488	3,139	27	普通船員	3,813	3,432
2	普通作業員	3,175	2,858	28	潜水士	5,975	5,378
3	軽作業員	2,213	1,992	29	潜水連絡員	4,500	4,050
4	造園工	3,200	2,880	30	潜水送気員	4,400	3,960
5	法面工	3,913	3,522	31	山林砂防工	3,975	3,578
6	とび工	3,975	3,578	32	軌道工	7,288	6,559
7	石工	3,988	3,589	33	型わく工	3,900	3,510
8	ブロック工	3,775	3,398	34	大工	3,750	3,375
9	電工	3,663	3,297	35	左官	3,950	3,555
10	鉄筋工	3,950	3,555	36	配管工	3,388	3,049
11	鉄骨工	3,563	3,207	37	はつり工	3,725	3,353
12	塗装工	4,038	3,634	38	防水工	4,313	3,882
13	溶接工	4,288	3,859	39	板金工	4,213	3,792
14	運転手(特殊)	3,838	3,454	40	タイル工	3,338	3,004
15	運転手(一般)	3,350	3,015	41	サッシ工	3,938	3,544
16	潜かん工	4,575	4,118	42	屋根ふき工	4,175	3,758
17	潜かん世話役	5,438	4,894	43	内装工	4,125	3,713
18	さく岩工	4,863	4,377	44	ガラス工	3,900	3,510
19	トンネル特殊工	4,563	4,107	45	建具工	—	3,165
20	トンネル作業員	3,838	3,454	46	ダクト工	3,650	3,285
21	トンネル世話役	5,050	4,545	47	保温工	3,425	3,083
22	橋りょう特殊工	4,413	3,972	48	建築ブロック工	—	3,213
23	橋りょう塗装工	4,388	3,949	49	設備機械工	3,463	3,117
24	橋りょう世話役	4,963	4,467	50	交通誘導警備員A	2,338	2,104
25	土木一般世話役	3,800	3,420	51	交通誘導警備員B	2,088	1,879
26	高級船員	4,725	4,253				

(2) 設計労務単価が設定されていない職種

①建具工、建築ブロック工

令和6年度の埼玉県による単価に、令和7年度の設計労務単価の伸び率(埼玉県平均)を乗じた額を設計労務単価とみなし、その90%を下限額とした。

2 令和8年度建設工事に係る労働報酬下限額

(1) 勘案事項

条例第6条第2項第1号の規定により、建設工事の下限額の設定にあたり、本市では設計労務単価を勘案することとしております。

設計労務単価

農林水産省及び国土交通省が、公共工事の積算に用いるため、公共工事に従事する労働者の賃金を調査（公共事業労務費調査）し、毎年決定するものです。国の各省庁のほか、全国の地方公共団体において、公共工事の積算に使用されています。

○埼玉県における設計労務単価の推移

職種	R8(R8. 2月改定)			R7(R7. 2月改定)			職種	R8(R8. 2月改定)			R7(R7. 2月改定)		
	1時間あたり	引き上げ率	引き上げ額	1時間あたり	引き上げ率	引き上げ額		1時間あたり	引き上げ率	引き上げ額	1時間あたり	引き上げ率	引き上げ額
01 特殊作業員	3,625	3.94%	137	3,488	4.49%	150	27 普通船員	4,088	7.21%	275	3,813	3.74%	138
02 普通作業員	3,238	1.97%	63	3,175	4.53%	137	28 潜水士	6,388	6.90%	413	5,975	4.60%	262
03 軽作業員	2,250	1.69%	37	2,213	4.73%	100	29 潜水連絡員	4,788	6.39%	288	4,500	4.65%	200
04 造園工	3,313	3.52%	113	3,200	3.64%	112	30 潜水送気員	4,525	2.84%	125	4,400	4.76%	200
05 法面工	3,988	1.92%	75	3,913	4.68%	175	31 山林砂防工	4,063	2.20%	88	3,975	3.92%	150
06 とび工	4,050	1.89%	75	3,975	4.61%	175	32 軌道工	7,538	3.43%	250	7,288	4.67%	325
07 石工	4,088	2.51%	100	3,988	3.57%	138	33 型わく工	4,113	5.45%	213	3,900	4.70%	175
08 ブロック工	4,050	7.28%	275	3,775	3.78%	137	34 大工	3,825	2.00%	75	3,750	4.53%	162
09 電工	3,900	6.48%	237	3,663	7.72%	263	35 左官	4,100	3.80%	150	3,950	6.04%	225
10 鉄筋工	4,150	5.06%	200	3,950	4.64%	175	36 配管工	3,613	6.64%	225	3,388	5.04%	163
11 鉄骨工	3,638	2.11%	75	3,563	4.78%	163	37 はつり工	3,900	4.70%	175	3,725	4.56%	162
12 塗装工	4,313	6.81%	275	4,038	4.87%	188	38 防水工	4,613	6.96%	300	4,313	4.86%	200
13 溶接工	4,475	4.37%	187	4,288	8.54%	338	39 板金工	4,463	5.93%	250	4,213	4.66%	188
14 運転手(特殊)	3,963	3.26%	125	3,838	4.78%	175	40 タイル工	3,463	3.75%	125	3,338	—	—
15 運転手(一般)	3,425	2.24%	75	3,350	6.35%	200	41 サッシ工	4,138	5.08%	200	3,938	4.65%	175
16 潜かん工	4,663	1.91%	88	4,575	4.87%	212	42 屋根ふき工	0	—	—	4,175	—	—
17 潜かん世話役	5,525	1.61%	87	5,438	4.82%	250	43 内装工	4,350	5.45%	225	4,125	4.76%	187
18 さく岩工	5,200	6.94%	337	4,863	9.58%	425	44 ガラス工	4,175	7.05%	275	3,900	4.70%	175
19 トンネル特殊工	4,875	6.85%	312	4,563	4.58%	200	45 建具工	0	—	—	—	—	—
20 トンネル作業員	4,025	4.89%	187	3,838	4.78%	175	46 ダクト工	3,775	3.42%	125	3,650	8.55%	287
21 トンネル世話役	5,400	6.93%	350	5,050	4.66%	225	47 保温工	3,575	4.38%	150	3,425	4.98%	162
22 橋りょう特殊工	4,725	7.08%	312	4,413	4.75%	200	48 建築ブロック工	0	—	—	—	—	—
23 橋りょう塗装工	4,563	3.99%	175	4,388	4.78%	200	49 設備機械工	3,513	1.44%	50	3,463	4.92%	163
24 橋りょう世話役	5,188	4.53%	225	4,963	4.75%	225	50 交通誘導員A	2,400	2.67%	62	2,338	5.65%	125
25 土木一般世話役	4,088	7.57%	288	3,800	3.40%	125	51 交通誘導員B	2,250	7.78%	162	2,088	5.03%	100
26 高級船員	4,963	5.03%	238	4,725	3.85%	175	埼玉県平均	単純平均	4.54%		単純平均	4.99%	
							全国平均		4.5%			6.0%	

※「屋根ふき工」「建具工」「建築ブロック工」については、賃金調査時に十分な有効標本数が確保できなかった等の理由により、設計労務単価が設定されていません。

(2) 他自治体の状況

①積算方法

各自治体が、それぞれに適用される設計労務単価に、概ね一定の率を乗じた額を労働報酬下限額としています。

○令和7年度

計35自治体中

【92%】(2自治体) 川崎市 港区

【90%】(19自治体) 相模原市、国分寺市、渋谷区、厚木市、足立区、三木市、千代田区、加西市、加東市、目黒区、新宿区、杉並区、江戸川区、中野区、北区、墨田区、台東区、文京区、越谷市

【86%】(1自治体) 草加市

【85%】(4自治体) 野田市、多摩市、世田谷区、日野市

【81%】(1自治体) 豊橋市

【80%】(7自治体) 直方市、我孫子市、豊川市、佐賀市、富士見市、流山市、みよし市

【77%】(1自治体) 高知市

②下限額

○各団体の令和7年度下限額と設計労務単価との比率

自治体名	賃金下限額						設計労務単価(R7.2)		
	特殊作業員		普通作業員		軽作業員		特殊作業員	普通作業員	軽作業員
	下限額	設計労務単価比	下限額	設計労務単価比	下限額	設計労務単価比			
19 越谷市	3,139	90%	2,858	90%	1,992	90%	3,488	3,175	2,213
1 千葉県野田市	3,082	85%	2,667	85%	1,870	85%	3,625	3,138	2,200
2 神奈川県川崎市	3,439	92%	3,048	92%	2,070	92%	3,738	3,313	2,250
3 東京都多摩市	3,185	85%	2,858	85%	1,980	86%	3,738	3,350	2,313
4 神奈川県相模原市	3,365	90%	2,982	90%	2,025	90%	3,738	3,313	2,250
5 東京都国分寺市	3,364	90%	3,015	90%	2,082	90%	3,738	3,350	2,313
6 東京都渋谷区	3,364	90%	3,015	90%	2,082	90%	3,738	3,350	2,313
7 神奈川県厚木市	3,365	90%	2,982	90%	2,025	90%	3,738	3,313	2,250
8 福岡県直方市	2,670	80%	2,310	80%	1,610	80%	3,338	2,888	2,013
9 東京都足立区	3,362	90%	3,017	90%	2,090	90%	3,738	3,350	2,313
10 兵庫県三木市	2,780	90%	2,650	90%	1,840	90%	3,088	2,938	2,038
11 東京都千代田区	3,363	90%	3,015	90%	2,081	90%	3,738	3,350	2,313
12 埼玉県草加市	3,004	86%	2,734	86%	1,902	86%	3,488	3,175	2,213
13 東京都世田谷区	3,177	85%	2,848	85%	1,966	85%	3,738	3,350	2,313
14 高知県高知市	2,288	77%	2,036	77%	1,651	77%	2,975	2,650	2,138
15 千葉県我孫子市	2,900	80%	2,510	80%	1,760	80%	3,625	3,138	2,200
16 兵庫県加西市	2,770	90%	2,640	90%	1,830	90%	3,088	2,938	2,038
17 兵庫県加東市	2,770	90%	2,640	90%	1,830	90%	3,088	2,938	2,038
18 愛知県豊橋市	2,957	81%	2,511	81%	1,934	81%	3,650	3,100	2,388
20 東京都目黒区	3,365	90%	3,015	90%	2,082	90%	3,738	3,350	2,313
21 東京都日野市	3,177	85%	2,848	85%	1,966	85%	3,738	3,350	2,313
22 愛知県豊川市	2,920	80%	2,480	80%	1,910	80%	3,650	3,100	2,388
23 東京都新宿区	3,364	90%	3,015	90%	2,082	90%	3,738	3,350	2,313
24 東京都杉並区	3,364	90%	3,015	90%	2,082	90%	3,738	3,350	2,313
25 東京都江戸川区	3,364	90%	3,015	90%	2,082	90%	3,738	3,350	2,313
26 佐賀県佐賀市	2,360	80%	1,980	80%	1,560	80%	2,950	2,475	1,950
27 埼玉県富士見市	2,790	80%	2,540	80%	1,770	80%	3,488	3,175	2,213
28 千葉県流山市	2,900	80%	2,510	80%	1,760	80%	3,625	3,138	2,200
29 東京都港区	3,439	92%	3,082	92%	2,128	92%	3,738	3,350	2,313
30 東京都中野区	3,363	90%	3,015	90%	2,081	90%	3,738	3,350	2,313
31 東京都北区	3,364	90%	3,015	90%	2,082	90%	3,738	3,350	2,313
32 東京都墨田区	3,364	90%	3,015	90%	2,082	90%	3,738	3,350	2,313
33 東京都台東区	3,364	90%	3,015	90%	2,082	90%	3,738	3,350	2,313
34 愛知県みよし市	2,920	80%	2,480	80%	1,910	80%	3,650	3,100	2,388
35 東京都文京区	3,364	90%	3,015	90%	2,082	90%	3,738	3,350	2,313

○対応案：越谷市は平成29年度から公共工事設計労務単価の90パーセントを基準としており、また多くの自治体が90パーセントを採用していることから、令和8年度についても公共工事設計労務単価の90パーセントを基準とする。

(3) 設計労務単価が設定されていない職種等の労働報酬下限額の取扱い

①職種：屋根ふき工・建具工・建築ブロック工

「屋根ふき工」「建具工」「建築ブロック工」については、賃金調査時に十分な有効標本数が確保できなかった等の理由により、令和8年度の設計労務単価が設定されておらず、埼玉県による令和7年度の単価は設定されておりますが、新年度の単価については、例年4月の公表となっている状況があります。

○対応案：「案1」の積算を採用する。

【案1】 令和7年度の埼玉県による単価に、令和8年度の設計労務単価の伸び率（埼玉県平均）を乗じた額を設計労務単価とみなし、下限額を積算する。

※設計労務単価の90%とした場合（例：建具工）

$28,200円（令和7年度県単価） \times 1.0454（令和8年度伸び率） \div 8時間 \times 90\% \doteq \underline{\underline{3,317円}}$ （※R7年度は3,165円）

令和7年度下限額の積算として採用した対応

【案2】 令和7年度の埼玉県による単価を設計労務単価とみなし、下限額を積算する。

※設計労務単価の90%とした場合（例：建具工）

$28,200円（令和7年度県単価） \div 8時間 \times 90\% \doteq \underline{\underline{3,173円}}$

令和7年度越谷市労働報酬等審議会第2回会議資料

【調査状況】

①付帯意見に係る調査状況について

1 職種別下限額について

公契約条例（労働報酬下限額を設定しているもの）を施行している自治体の職種別の下限額の設定状況と、越谷市における条例適用対象案件のうち、資格が必要なものについて調査を実施した。

(1) 他自治体の状況について

賃金条項を有する条例を制定している33自治体中、5自治体（千葉県野田市、東京都多摩市、国分寺市、足立区、千代田区）が職種別の下限額を設定している。

自治体名	公契約条例が適用される公契約の種類／職種／業務内容等	最低額
野田市	施設の設備又は機器の運転又は管理に関する契約／施設の設備又は機器の保守点検に関する契約／施設の包括管理／プラント保安要員／中央操作員／重機オペレータ／給食設備管理員	1,820円
	施設の清掃に関する契約及び保健センター、関宿保健センター及び野田市急病センターの清掃に関する契約／事務員補助／計量業務員／清掃作業員／除草作業員／給食調理員／給食配膳員	1,143円
	施設の警備及び駐車場の整理に関する契約（警備業法第2条第5項に規定する機械警備業務に関するものを除く。）／プラットホーム作業員	1,350円
	施設の電話交換、受付及び案内／給食配送員（運搬員）	1,170円
	手選別作業員	1,151円
	手選別作業員（障がい者等）	最低賃金法に基づいて定められる千葉県の地域別最低賃金額
	栄養士	1,237円
多摩市	公園管理業務施設の樹木管理業務法面維持管理業務／街路樹の維持管理業務（街路樹等の補助作業員を除く）／可燃物等の収集運搬業務／学校給食センター調理等業務委託／学校給食配送業務委託／学校給食配膳業務委託／上記以外の業務・指定管理協定	1,239円
	下水道管渠清掃等業務（補助作業員を除く）	1,476円
国分寺市	設備の保守点検	1,236円
	施設・設備の管理（運転等）／施設の管理（受付等（電話交換・自転車駐車場管理含む））／施設の清掃／ごみ収集・運搬	1,223円
足立区	有資格者の保育士	1,450円
	有資格者の保育士以外の職種	1,350円
千代田区	警備員	1,463円
	保全管理員	1,969円
	清掃員／介護職	1,344円
	栄養士	1,592円
	保健師／看護師	1,634円
	上記以外	1,335円

(2) 越谷市の状況について

業務区分	契約件名	必要な資格等	職種別対象
イ 施設運転管理業務	リサイクルプラザ資源化施設運転管理等業務委託（長期継続契約）	業務ごとに各種資格が必要	○
	電気設備及び空調設備等運転業務委託（長期継続契約）	電気設備関連の資格	○
オ 相談支援業務	越谷市男女共同参画相談業務委託（長期継続契約）	社会福祉士、公認心理師、臨床心理士、精神保健福祉士	○
	若年者等就職支援事業委託（長期継続契約）	キャリアコンサルタント能力評価試験の合格者もしくは産業カウンセラー合格者	△
	越谷市被保護者就労支援事業業務委託（長期継続契約）	産業カウンセラーの資格、就労支援業務従事経験を1年以上有する者、民間企業で職業紹介業務や採用業務の経験を1年以上有する者	△
	越谷市生活困窮者自立支援事業業務委託（長期継続契約）	自立相談支援事業従事者養成研修を修了した者、社会福祉士、精神保健福祉士、ファイナンシャルプランナー等の資格、産業カウンセラー、キャリアカウンセラー、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント	△
	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（北部地区）（長期継続契約）	主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士又は保健師	○
	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（南部地区）（長期継続契約）	主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士又は保健師	○
	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（東部地区）（長期継続契約）	主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士又は保健師	○
	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（西部地区）（長期継続契約）	主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士又は保健師	○
	越谷市障害者就労支援事業業務委託（長期継続契約）	なし	△
カ 医療事務	越谷市立病院医事業務等業務委託（長期継続契約・単価契約）	医療事務資格は必須とはしていない（無資格者も多い）	△
キ 設備保守管理業務	市立図書館施設・設備等保守管理業務委託（長期継続契約）	業務ごとに各種資格必要	○
ケ 越谷市立病院院内保育室運営業務	越谷市立病院院内保育室運営業務委託（単価・長期継続契約）	保育士	○
サ 越谷市立病院警備業務	越谷市立病院警備及び電話交換業務委託（長期継続契約）	施設警備資格	○

2 賃金支払実態の把握について

労働報酬下限額を設定している自治体について、賃金の支払実態を把握している方法について調査を実施した。

(1) 他自治体の状況について

自治体名	報告書	台帳	施行年月
千葉県野田市		○	H22年2月
神奈川県川崎市		○	H23年4月
東京都多摩市		○	H23年12月
神奈川県相模原市		○	H24年4月
東京都国分寺市		○	H24年12月
東京都渋谷区		○	H25年1月
神奈川県厚木市		○	H25年4月
福岡県直方市		○	H25年12月
東京都足立区	○		H26年4月
兵庫県三木市		○	H26年7月
東京都千代田区	○		H26年10月
兵庫県加西市		○	H27年3月
埼玉県草加市	○		H27年4月
東京都世田谷区	○		H27年4月
千葉県我孫子市		○	H27年4月
兵庫県加東市		○	H27年7月
高知県高知市		○	H27年10月
愛知県豊橋市	○		H28年4月
埼玉県越谷市	○		H29年4月
東京都目黒区		○	H30年10月
東京都日野市		○	H30年10月
愛知県豊川市	○		H31年2月
東京都新宿区	○		R元年10月
東京都杉並区	○		R2年8月
東京都江戸川区	○		R3年10月
東京都中野区	○		R4年4月
東京都北区	○		R5年4月
三重県津市	○		R5年4月
東京都墨田区	○		R5年10月
愛知県みよし市	○		R6年2月
東京都台東区	○		R6年4月
東京都文京区	○		R7年4月
東京都品川区	○		R7年4月
佐賀県佐賀市	○		H26年6月(要綱)
埼玉県富士見市	○		H26年2月(要綱)
千葉県流山市	○		H27年2月(要綱)
東京都港区	○		H28年4月(要綱)
	22	15	

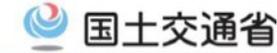
報告書で対応している自治体が22自治体、台帳で対応している自治体が15自治体という結果であった。

(2) 国の動きについて

以下の通り、「建設Gメンによるダンピング調査」、「労務費を明示した見積書の提出の促進活用」及び「公共工事標準請負契約約款改正」等により、適正な労務費の支払を確保するための取り組みが開始。

○国交省資料「労務費に関する基準（概要）」(R7.12.2改正) 抜粋

労務費に関する基準 詳細(3/4)



- 第3章では、本基準の実効性確保策について、契約段階において適正な労務費等を確保するための取組、支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組、及び公共工事における上乗せの取組について記載。

第3章 本基準の実効性を確保するための施策

(1) 実効性確保策の全体像

・本基準の目的達成を図る上では、契約段階において適正な労務費等を確保するための取組（入口の取組）と、支払段階において下請に対する適正な労務費や技能者に対する適正な賃金等を確保するための取組（出口の取組）、加えて公共工事の特性を踏まえた上乗せの取組が必要不可欠。

(2) 契約段階において適正な労務費等を確保するための取組

①基本的な考え方

- ・下記を目指すことを基本的な考え方とし、これを実現するための施策を講じることが適切。
- 受注者が、個別契約に即した労務費を自社の歩掛を基に算出し、それを明示した見積りを作成。注文者は、当該見積りを尊重。
- 両当事者が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を書面で締結。信義に従って誠実にこれを履行。
- 適正に賃金・労務費を支払う優良事業者が市場で選択される環境を整備。
- 建設Gメンが、建設業者から見積り等の提出を受けて調査し、ダンピングによる価格低下が生産性向上による価格低下を見分けた上で、指導・監督。

②労務費と併せて確保することが必要な経費の整理

- ・労務費確保に伴うしわ寄せを防ぐべき必要経費として、これまで、通常必要と認められる原価として適正な確保を求めてきた経費（法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建退共掛金）を、見積書における内訳明示の対象として位置づけることが適切。
- ・あわせて、「雇用に伴う必要経費」を含んだ額を参考値として公表することが適切。

③労務費等を内訳明示した見積書の提出の促進

- ・労務費等を内訳明示した適正な見積書を作成する商慣行が形成されるよう、専門工事業団体において、これまでの法定福利費及び安全衛生経費の確保に向けて作成が進められてきた標準見積書の見直し・作成・利用促進を進めるとともに、国土交通省において、見積書の様式例等を公表するなどといった実効性確保策を講じることが適切。

④自主宣言制度による技能者の処遇改善を進める事業者の見える化

- ・技能者を大切にしている企業の取組を可視化し、その評価を向上させること等が重要であることを踏まえ、改正建設業法の処遇改善に係る努力義務の実践、建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用、取引時における宣言企業の優先選定を行う事業者向けに自主宣言制度を創設することが適切。

⑤本基準を著しく下回る見積り・契約への指導・監督

- ・適正な労務費の確保に向けた建設Gメンの調査としては、
-見積書について、当初版と最終版の差額等を比較した上でその原因者や要因を把握・検証した上で、違法性の疑いを確認
-この際、違法性の疑いや度合いが高いものと考えられる事業者について重点的に調査を実施
といったプロセスを経ることが適切。
- ・このような調査手法の確立に向け、建設Gメンは、法施行後当面の間は、労務費等を内訳明示した見積書の普及等について、重点的に取り組むことが必要。

(3) 支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組

①基本的な考え方

- 建設業者は、技能者と適切に雇用契約を結び、能力についての公正な評価に基づく適正な賃金として、CCUSレベル別年収の支払いを目指すこと
- CCUSレベル別年収については、目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認すること
- 行政、契約当事者等が役割を分担しながら、デジタル技術を活用した簡易・任意の確認システムを活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認すること
- 処遇改善を通じて担い手の確保・育成に努める事業者の受注力が向上することをめざし、これを実現するための施策を講じることが適切。

○公共工事標準請負契約約款 新旧対照表 (R7.12.2 改正) 抜粋

改正により、適正な労務費の支払いが義務付けられた。

(適正な労務費の確保等)

第三条の二 (A) 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。

二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者（次号において「下請負人」という。）に支払うものとする。

三 下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。

イ 下請負人が適正な賃金をその雇用する技能者に支払うこと。

ロ 下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該下請負人が直接下請契約を締結する者（ハにおいて「再下請負人」という。）に支払うこと。

ハ 下請負人が、再下請負人との間で、建設工事標準下請契約約款第二条の二に定める事項を含む契約を締結すること。

ニ 受注者からの求めに応じて、イ及びロの支払並びにハの契約を締結したことに係る書面を提出すること。

4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

一 前項第一号の支払に関する書面

二 前項第二号の支払に関する書面

三 前項第三号の契約を締結したことに係る書面

[注] 第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号及び第三号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

令和7年3月21日

越谷市長 福田 晃 様

越谷市労働報酬等審議会
会長 中澤 伸 浩



令和7年度労働報酬下限額について（答申）

令和6年10月8日付け越契第227号で諮問のありました標記の件について、当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分に尊重し、反映されるよう要望します。

本審議会での協議及び国の指針等を踏まえ、人件費等の実勢価格等を反映した適切な予定価格の設定や、契約後の状況に応じた契約変更等について継続的に検討されることを望みます。

記

1 工事の請負の契約に係る労働報酬下限額について

令和7年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準とした別紙のとおりとすることが望ましい。

見習いとして従事する労働者の特例的な労働報酬下限額については、撤廃することが望ましい。

2 付帯意見

- (1) 業務の委託に関する契約の職種別下限額について、調査研究を行うこと。
- (2) 工事の請負に関する契約の賃金支払実態の把握について、他自治体の制度等の調査研究を行うこと。
- (3) 従事労働者に対し公契約条例の周知を強化するとともに、受注者が行う周知の実施状況の把握に努めること。

別紙

〔単価：円（1時間当たり）〕

No.	職 種	労働報酬 下 限 額	No.	職 種	労働報酬 下 限 額
1	特殊作業員	3,139	27	普通船員	3,432
2	普通作業員	2,858	28	潜水士	5,378
3	軽作業員	1,992	29	潜水連絡員	4,050
4	造園工	2,880	30	潜水送気員	3,960
5	法面工	3,522	31	山林砂防工	3,578
6	とび工	3,578	32	軌道工	6,559
7	石工	3,589	33	型わく工	3,510
8	ブロック工	3,398	34	大工	3,375
9	電工	3,297	35	左官	3,555
10	鉄筋工	3,555	36	配管工	3,049
11	鉄骨工	3,207	37	はつり工	3,353
12	塗装工	3,634	38	防水工	3,882
13	溶接工	3,859	39	板金工	3,792
14	運転手（特殊）	3,454	40	タイル工	3,004
15	運転手（一般）	3,015	41	サッシ工	3,544
16	潜かん工	4,118	42	屋根ふき工	3,758
17	潜かん世話役	4,894	43	内装工	3,713
18	さく岩工	4,377	44	ガラス工	3,510
19	トンネル特殊工	4,107	45	建具工	3,165
20	トンネル作業員	3,454	46	ダクト工	3,285
21	トンネル世話役	4,545	47	保温工	3,083
22	橋りょう特殊工	3,972	48	建築ブロック工	3,213
23	橋りょう塗装工	3,949	49	設備機械工	3,117
24	橋りょう世話役	4,467	50	交通誘導警備員A	2,104
25	土木一般世話役	3,420	51	交通誘導警備員B	1,879
26	高級船員	4,253			

